令和２年度

越知町高度無線環境整備事業

運営事業者(サービス提供)選定

（仕様書）

令和２年６月

越知町

**越知町高度無線環境整備事業運営事業者(サービス提供)選定仕様書**

１ 目的

この仕様書は、令和２年度から着手する越知町高度無線環境整備事業 (以下「超高速ブロードバンド基盤」という。)により整備する超高速ブロードバンド基盤の一部を「破棄し得ない使用権の設定契約(以下「ＩＲＵ契約」という。)」に基づき、サービス提供及び保守運用を行う事業者(以下「ＩＲＵ運営事業者」という。)を選定することを目的とする。

２ サービス提供及び保守運用の提供範囲

町内一部地域(超高速ブロードバンド基盤が整備された地域)

３ サービス提供及び保守運用の概要

　超高速ブロードバンド基盤の完了後の施設に関する賃貸借契約であるＩＲＵ契約、施設の保守管理業務委託契約及びサービス提供内容等に関する協定締結をそれぞれ行い、超高速ブロードバンド基盤を利用した高速インターネット接続サービス等の提供を行う。

(1) 対象世帯 約833世帯(町内超高速ブロードバンド未整備地域)

　＜参考 全世帯数：2,777世帯(令和２年２月末現在)＞

　 (事業所及び公共施設等を含まない。) ＊詳細設計により、世帯数の変更あり。

(2) サービス開始予定 令和３年4月1日から段階的に開始

(3) 令和２年度整備地区 対象世帯数 約300世帯(令和２年２月末現在)

　　整備予定地区　令和３年度 約350世帯、令和４年度 約50世帯、令和５年度 50世帯

　　　　　　　　　令和６年度 約 80世帯

(4) 令和２年度 利用調査による利用希望者数(新規加入) 約100世帯

(5) 令和２年度整備地区 利用調査による利用希望事業所数　約10社

(6) 線路総延長距離(引込みなし) 約140Ｋｍ(町内全域：全て光ファイバー)

(7) 拠点施設 センター設備：1か所、サブセンター：２か所

(8) 共架柱本数 約3,500本

４ サービス提供及び保守運用の要件

高速インターネット接続サービス提供及び保守運用に係る要件

(1) 通信サービス仕様

・1Gbps以上の接続サービスを提供すること。

(ベストエフォート型)

・高速度かつ低価格のインターネット接続サービスを提供すること。

　・その他、対応可能なサービスがあれば明記すること。

(2) 障害時対応

　・伝送路の管理方法を明記すること。

　・障害時における越知町及び利用者の負担を明記すること。

　・障害対応の体制(復旧までの推定所要時間、休日等の対応)を明記すること。

・障害復旧時の工事連絡体制(想定)を明記すること。

(3) サポート体制

　・加入及び脱退等の申込手順を明記すること。

　・ヘルプデスク等の体制を明記すること。

　・地元工事店の活用方法を明記すること。

　・標準工事費と標準処理日数の有無と内容を明記すること。

５ ＩＲＵ契約に係る要件

(1) ＩＲＵ契約は、原則としてＩＲＵ料を徴収しない代わりに、ＩＲＵ運営事業者で維持コストを負担する方式とする。ただし、ＩＲＵ料を保守コストと相殺しない方式も可とし、この場合、越知町と事業者双方の収支予定表を10年分提示すること。

(2) 共架費用、災害時の補修費用以外の維持、保守、運用費用は全てＩＲＵ運営事業者側で負担すること。

(3) ＩＲＵ運営事業者の収入のみでは、不採算であり、かつ、サービス提供に支障が出ると判断される場合は、必要な補填額(行政分設備保守費用等)を明記すること。

(4) その他、必要な事項はＩＲＵ運営事業者選定後に協議して決定する。

|  |
| --- |
| 【ＩＲＵ制度について】本施設は、公設民営方式で管理・運営することとしているが、運営事業者の経営判断に基づいた迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、ＩＲＵ（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用権）制度を活用し、選定した運営事業者とＩＲＵ契約を締結し、越知町がＩＲＵ運営事業者に有償で施設を貸し出すものとする。ＩＲＵ制度とは、電気通信事業者等自らが、次の４つの要件を満たす賃貸借契約等によって、他者が所有する光ファイバー等を調達した場合、当該光ファイバー等を、当該事業者が長期安定的に支配・管理しているものとみなし、当該事業者が設置した設備として認める制度のことである。（ＩＲＵ契約要件）①当該事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。②使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がなされていること。③所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。④使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。ア 使用契約期間が10 年以上であること。イ 使用契約期間が１年以上であり、かつ、契約書において、以下の点が確認されていること。ただし、使用契約期間の累計が10 年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。Ａ 契約の自動更新の定めがあることＢ 当該事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないことウ その他ア、イに類する特別の事情があると認められるものであること。 |

６ 提案に当たっての補足事項

　上記１から５までの項目を基に、次の補足事項を踏まえて提案すること。

(1) 想定しているサービスの全体構成イメージ等(提案対象外も含む。)

(あくまで参考資料(想定)であり、提案にかかる絶対条件ではない。)

　・参考資料１ インターネット接続サービス提供設備構成

　・参考資料２ インターネット接続サービスの構築イメージ図

　・参考資料３ インターネット接続サービスの利用パターン比較表

(2) サービス内容

　・通信速度(上り、下り)

　・上位回線の通信容量(通信速度)

　・その他、対応可能なサービス内容

(低速メニューの有無、法人メニューの有無等)

(3) 利用者負担(高速インターネット接続サービス)

　・初期経費(標準宅内工事を含む、標準宅内工事の範囲を明記)

　・利用料金(月額利用料(通信料、プロバイダー料))

　・その他、対応可能なサービス(初期経費、月額利用料)

(4) 越知町負担

　・通信機器等の更新に係る負担(費用)の有無(機器名と更新費用の推計を明記)

　・経常支出に係る負担(費用)の有無(保守点検料、電気代、添架相当費用等)

　・運営管理に係る負担(費用)の有無(料金徴収、加入、脱退手続き等)

　・越知町負担の根拠となる事業見通し(収支予測)

(5) 加入促進策(高速インターネット接続サービス)

　・加入促進策の有無と内容

(6) 企業理念等

　・越知町との関係

　・その他

(7) その他、サービス提供に必要となる提案がある場合(資料提出)

７ 関係法規等

本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるもののほか、次の関係法規に従って行うものとする。

(1) 電気通信事業法及び同法関連規則

(2) 有線電気通信法及び同法関連規則

(3) 電気設備基準

(4) 電気工事関連法令

(5) 道路関係法令

(6) 越知町関係条例および諸規則等

(7) その他関係法規等

８ その他

(1) 保守用の予備機を越知町が準備する場合は、その推定経費を明示すること。

(2) 機器の買換えを越知町で対応する場合も、その推定経費を明示すること。

(3) 災害による修繕は、原則として越知町で対応する。

(4) 本事業の趣旨を十分理解し、住民ニーズに沿ったサービスを提供すること。

(5) 誠意をもってサービス提供を遂行すること。

(6) 円滑なサービス提供が可能となるよう、越知町及び設計監理委託事業者の設計・監理業務に全面的に協力すること。

(7) 本仕様書の複写及び外部への提供は厳禁とする。

９ 提案の審査及び契約の方法

提案参加者から基盤を活用したサービス提供及び保守運用に関する提案を受け、総務課において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を超高速ブロードバンド基盤の完了後の施設に関する賃貸借契約であるＩＲＵ契約、施設の保守管理業務委託契約及びサービス提供内容等に関する協定締結の優先交渉事業者とする。

なお、提案書等の審査に関する必要な事項は、総務課において定める。

契約に際しては、提案の内容と越知町の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。また、協定書及び各契約書に記載する項目の詳細については、優先交渉事業者と協議の上、決定するものとする。

10 提案参加資格

提案参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地方自治令」という。)第167条の４の規定に該当しない者であること。
2. 令和２年４月1日現在において、本町での指名停止の措置を受けていない者であること。
3. 現在、高速インターネット接続サービスを提供しており、加入者系光ファイバーサービスに資する能力を有する者であること。

11 提案への参加及び辞退

1. 提案への参加を申請する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。

・「提案参加申込書」（様式１）

・「事業経歴書」（様式任意。企業の定款等業務内容や取得資格が分ること）

・当該法人の登記簿謄本の写し、又はこれに相当する書類

・「誓約書」（様式２）

・「委任状」（様式３）代理人を定める場合

また、提案を辞退する場合は、「辞退届」（様式4）を提出すること。

1. 提案参加申請書の提出期間

令和２年６月１２日(金)から令和２年７月１０日(金)までの午前９時から午後５時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第３条に規定する休日(以下、休日)を除く。

1. 提案書の提出期限

令和２年７月１７日（金）午後５時必着(厳守)

1. 提出先

〒78１-１３０１

高知県高岡郡越知町越知甲1970番地

越知町役場総務課 総務係（吉田） 宛

連絡先電話：0889-26-1111

電子メール：soumu@town.ochi.lg.jp

12 質疑事項

1. 質問受付期間

・日　　時：令和２年７月１日（水）午前９時から

令和２年７月１３日（月）午後５時まで

※午前９時から午後５時までの間(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)

・受付方法：「質問書」（様式5）を作成し、電子メールにより提出すること。

・電子メール：soumu@town.ochi.lg.jp

1. 質問への回答

・随時回答し、提案参加表明のあった全社宛に電子メールにて一斉回答する。

1. その他

・受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

・電話での質問は受け付けない。

13 提案書の作成・提出等

1. 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の①～⑥とする。なお、作成にあたっては「14 運営事業者選定のポイント」を考慮すること。

* 1. 越知町高度無線環境整備事業 運営(サービス提供)提案書
	2. 事業収支計画書
	3. 町会計入出金額明細書
	4. 参考図面
	5. 会社概要
	6. 決算書等

【提出書類の説明】

1. 越知町高度無線環境整備事業 運営(サービス提供)提案書（Ａ４サイズ）

・提示した提案項目に従い、内容を具体的に記述すること。

・項目によっては、説明資料を別紙として作成することも可とする。

・提案項目を全て網羅したオリジナルの説明資料も可とする。

1. 事業収支計画書（Ａ４又はＡ３サイズ）

・10年間の事業収支計画について、総額だけでなく、算出根拠が具体的にわかる形で、年度別に作成すること。

・各項目の根拠を提示すること。

・経常的な支出(人件費等)だけでなく、臨時的な支出(機器更新等)も盛り込んでおくこと。

・想定加入率などの前提条件を明確にし、事業収支計画書とは別に、前提条件書を作成すること。

1. 町会計入出金額明細書（Ａ４又はＡ３サイズ）

・上記②に関連し、10年間(平成31年度～平成40年度)の町会計に入金されるもの(事業者が町に納めるもの：ＩＲＵ料金等)と町会計から出金しなければならないもの(共架料、保守料等)の全ての項目について、総額だけでなく、算出根拠がわかる形で、年度別に作成すること。

・町において、臨時的な支出をしなければならない項目があれば、時期、内容、金額等も盛り込んでおくこと。

1. 参考図面（Ａ４又はＡ３サイズ）

・全体システム構成図

1. 会社概要（Ａ４サイズ）

・会社概要が分かるもの(任意)

1. 決算書等（Ａ４サイズ）

・決算書(過去３年間)又は財務内容(資本金、資産、負債等)が分かるもの。

1. 提出期限

令和２年７月１７日（金）午後５時必着(厳守)

1. 提出先

・提出は、上記11の(4)へ直接持参又は郵送とする。

1. 提出部数

・正本２部、副本５部

・電子データ：一式

1. その他

・提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

14 運営事業者選定のポイント

・超高速ブロードバンド基盤による高速インターネット接続サービスを、いかに低価格で提供できるか。

・行政の総負担額（イニシャル＋ランニング）を、いかに低く抑えられるか。

・将来のＩＣＴにおける環境変化にも柔軟に対応できる民間の創意工夫を生かした魅力的な情報通信サービスの独自展開案や将来計画案が、いかに盛り込まれているか。

・安定した保守管理の体制・方法がとられているか。

15 プレゼンテーションの実施

提案については、上記13による提出書類のほか、提出書類の内容に基づくプレゼンテーションを行うものとする。

1. 実施日時及び場所

・日　　時：令和２年７月２７日（月）(実施時間については別途通知する。)

・場 所：実施場所については別途通知する。

1. プレゼンテーションの方法

・プレゼンテーションは、提案説明(30分)、質疑応答(30分程度)を参加者ごとに行う。

・提案説明に必要な機材のうちスクリーン、プロジェクターは本町で用意できるが、その他の必要な機材に関しては事前に申し出を行い、許可された場合にのみ、会場に持ち込むことができる。

16 結果通知について

* + 1. 提出された提案書及びプレゼンテーションを総務課及び総務課の選定する委員で審査し採用・不採用を決定する。
		2. 提案書採用(不採用)通知により審査結果を通知する。
		3. 失格事項

ア　提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合

イ　３の提案参加資格を満たしていないと判断される場合

ウ　プレゼンテーションを欠席、又は指定した時間に遅刻した場合

エ　虚偽の内容が記載されている場合

17 その他

(1) 提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しないものとする。

また、提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 本提案の審査は運営事業者内定(優先交渉事業者)のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約、協定の際には協議を行い調整の後双方合意に至った場合に各契約、協定を締結するものとする。

(4) 契約締結後において、本仕様書の内容と異なった場合等においては、双方協議の上契約の内容を見直すことができる。

18 事務局

〒78１-1301

高知県越知町越知甲１９７０番地

越知町役場総務課 総務係　担当：吉田

連絡先電話：０８８９－２６－１１１１

電子メール：soumu@town.ochi.lg.jp